

## 土地区画整理事業事務受託要項

(昭和 39 年 11 月 2 日告示第 714 号)

改正 平成 12 年 3 月 31 日告示第 306 号 平成 21 年 3 月 27 日告示第 269 号

土地区画整理事業事務受託要項を次のように定める。

### 土地区画整理事業事務受託要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号。以下「法」という。)第 3 条の規定により土地区画整理事業の施行者又はこれを施行しようとする者(以下「施行者」と総称する。)から、当該事業に係る事務(以下「事務」という。)を受託する場合に必要な事項を定めるものとする。

(受託事務の要件)

第 2 条 知事が受託する事務は、法第 3 条第 2 項、第 4 項又は第 5 項の規定に該当する施行者が行なう事務であって、次の各号に掲げるすべての要件に該当するものでなければならない。

(1) 街路、下水道、公園等の都市計画事業に関連して施行される土地区画整理事業に係る事務であって、特に必要と認められるもの

(2) 特殊の専門技術を要する事務であって、特に必要と認められるもの

(委託申請)

第 3 条 事務の委託を申請しようとする施行者は、土地区画整理事業事務委託申請書(別記第 1 号様式)を、施行地を所管する地域振興局長又は熊本土木事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

(受託契約の締結)

第 4 条 知事は、前条の申請書を受理した場合において、事務を受託することが適当であると認めるときは、土地区画整理事業事務受託契約書(別記第 2 号様式)により委託者と契約を締結するものとする。

(経費の負担)

第 5 条 受託事務に要する経費は、委託者が負担するものとし、その負担額は、知事が別に定める基準によって算定するものとする。

2 委託者は、前項の負担額を知事の発行する納入通知書により納入しなければならない。

附 則

この要項は、昭和 39 年 11 月 2 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日告示第 306 号)

この要項は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 27 日告示第 269 号)  
この要項は、告示の日から施行する。

別記第 1 号様式

[別紙参照]

別記第 2 号様式

[別紙参照]

別記第1号様式

土地区画整理事業事務委託申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
申請者 氏 名

このことについて、下記のとおり事務委託をお願いしたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 委託事務の内容

2 事業実施の時期

年 月 ~ 年 月

3 委託を必要とする理由

4 添付書類

(1) 事業実施工程表

(2) 図面(位置図、区域図)

土地区画事業事務受託契約書

土地区画整理事業施行者 (以下「甲」という。)と熊本県知事 (以下「乙」という。)とは、土地区画整理事業事務受託要項〔昭和39年11月2日〕  
〔熊本県告示第714号〕に基づき次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は次に掲げる事務を乙に委託する。

2 乙は、前項に定めるところにより、甲から委託された事務を 年 月 日までに完了させるものとする。

第2条 乙の受託した事務に要する経費は、甲が負担するものとし、甲はその負担額として金 円を乙の発行する納入通知書により乙に納入しなければならない。

2 前項に定めるところにより、甲の負担する負担額の年度別負担額は次のとおりとする。

第3条 甲は前条に定める負担額のほか、次の各号に掲げるものについても負担しなければならない。

(1) 土地区画整理事業事務受託要項第5条の規定により定める経費の基準の変更により生じた経費の不足額

(2) 天災、不可抗力等、乙の責に帰し難い理由により生じた損害額。

(3) この契約施行に関し不測の事態により生じた損害額。

第4条 甲は、委託した事務を乙が遂行する場合に必要な事項及び関係書類を乙に提示し、乙は、これにより委託を受けた事務を完遂するようにつとめなければならない。

第5条 甲は、必要があるときは、乙に委託した事務の処理状況について報告を求めることができる。

第6条 乙は、甲の責により、委託を受けた事務の遂行に支障を生じた場合には、当該事務の遂行を一時停止することができる。

第7条 乙は、委託を受けた事務が完了したときは、その成果並びに関係書類を甲に引継がなければならない。

2 甲は、前項の定めるところにより、関係書類の引継ぎを受けた後は、すみやかに当該事業の実施につとめなければならない。

3 甲は、第1項の定めるところにより引継ぎを受けた関係書類の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、乙に協議しなければならない。

第8条 前各条に定めるものを除くほか、この契約の実施に必要な事項は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この契約締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 土地区画整理施行者

氏 名 印

乙 熊本県知事 氏 名

印